

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）

特別徴収とは

国民健康保険税（以下、国保税）の特別徴収とは、支給される公的年金（老齢基礎年金等いずれかひとつ）からあらかじめ国保税額を天引きすることです。原則、世帯主に支給される公的年金から国保税が天引きされます。**対象者には毎年7月に送付される納税通知書の「特別徴収」欄に、天引きされる税額が表示されます。**

特別徴収の対象となる条件

次の1から4のすべてに該当する場合が対象となります。

1. 世帯主が国民健康保険の被保険者であること。
2. 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
3. 世帯主の公的年金の受給額が、年額18万円以上であること。
4. 介護保険料と国保税の合算額が、天引きの対象となる年金受給額の2分の1を超えないこと。

天引きされる額

前年度から継続して特別徴収の場合、**4月、6月、8月の3回は前年度の「2月の天引き額と同じ額」を仮に天引きされます（仮徴収）**。7月に決定された年税額から仮徴収分を引いた残りの国保税額が、10月、12月、2月の3回に分けて天引きされます（本徴収）。

今年度から新たに特別徴収が始まる場合は、年税額から普通徴収（口座振替や納付書でのお支払い）分を引いた国保税額が10月、12月、2月の3回に分けて天引きされます。

※年金特別徴収の例

前年度	今年度						年税額
	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分	
10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000	90,000
仮徴収元	仮徴収			本徴収			

特別徴収を希望しない場合

特別徴収を希望しない場合は、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を税務課へ提出し、「口座振替」で納付することができます。納付書での納付への変更はできません。

なお、特別徴収から口座振替に切り替えるには申出書が提出された後、2か月から4か月程度お時間がかかりますのでご了解願います。

今年から年金特別徴収へ切り替わる場合

例) 年税額（80,000円の場合）

普通徴収（口座振替・納付書）					国民健康保険税（特別徴収）		
1期（4月）	2期（6月）	3期（7月）	4期（8月）	5期（9月）	10月	12月	2月
6,000	6,000	18,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
小計 50,000円					小計 30,000円		

来年度 年税額（80,000円の場合）					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000	10,000	10,000	17,000	16,500	16,500

◆特別徴収の仕組み◆

国民健康保険税は、6月に確定する前年中の所得を用いて計算し、7月に年税額が決まります。**4・6・8月の仮徴収額は、前年度の2月分と同額を差し引き**、10月以降の特別徴収額は確定した年税額から仮徴収額を差し引いた金額を本徴収します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	仮徴収期間			本徴収期間								
特別徴収	○		○		○		○		○		○	
	仮徴収期間						本徴収期間					

※表の○印は納期

◆年金特別徴収による徴収税額について◆

例1) 所得が公的年金のみなど所得の変動が少ない場合

前年度 国民健康保険税額 (144,000円の場合)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
36,000	36,000	36,000	12,000	12,000	12,000

今年度 国民健康保険税額 (144,000円の場合)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
12,000	12,000	12,000	36,000	36,000	36,000

来年度 国民健康保険税額 (144,000円の場合)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
36,000	36,000	36,000	12,000	12,000	12,000

◆特別徴収の仕組み◆

国民健康保険税は、6月に確定する前年中の所得を用いて計算し、7月に年税額が決まります。**4・6・8月の仮徴収額は、前年度の2月分と同額を差し引き**、10月以降の特別徴収額は確定した年税額から仮徴収額を差し引いた金額を本徴収します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	仮徴収期間			本徴収期間								
特別徴収	○		○		○		○		○		○	
	仮徴収期間						本徴収期間					

※表の○印は納期

◆年金特別徴収による徴収税額について◆

例2) 農業所得や不動産所得等があり所得に変動がある場合

前年度 国民健康保険税額 (144,000円の場合)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
36,000	36,000	36,000	12,000	12,000	12,000

今年度 国民健康保険税額 (84,000円の場合)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
12,000	12,000	12,000	16,000	16,000	16,000

来年度 国民健康保険税額 (174,000円の場合)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
16,000	16,000	16,000	42,000	42,000	42,000